

## 資料－２

水道・交通委員会資料
平成 25 年 12 月 10 日
交 通 局

## 交第 7 号議案

## 平成 25 年度横浜市高速鉄道事業会計補正予算（第 2 号）の概要について

## 1 補正の概要

高速鉄道事業の運賃に、消費税率の引上げ分を適正に転嫁する運賃改定を平成 26 年 6 月（予定）から実施するにあたり、関連するシステム改修や駅構内のサイン改修など平成 25 年度当初予算では計上できなかった支出について、平成 26 年度を期間とする債務負担行為をすることができる限度額を増額補正します。

## 2 提案理由

平成 25 年度当初予算においては、消費税率引上げに係る横浜市高速鉄道運賃条例の改正前であったことから、運賃改定に伴う予算については計上しておりませんでした。

平成 26 年 4 月からの消費税率の引上げが決定したことから、横浜市高速鉄道運賃条例の一部改正議案を提出するとともに、平成 26 年 6 月からの運賃改定を予定している高速鉄道事業においては、システム改修等に係る平成 26 年度支出予定額について平成 26 年度を期間とする債務負担行為をすることができる限度額を増額補正についても議案を提出するものです。

## 【債務負担行為をすることができる限度額】

(単位：千円)

事 項	既決予算額		補 正 額		補正後予算額	
	期 間	限度額	期 間	限度額	期 間	限度額
営業区間 施設改良工事	26 年度から 27 年度まで	3,692,000	26 年度まで	250,000	26 年度から 27 年度まで	3,942,000

## 3 現年度予算について

運賃改定に伴い、平成 25 年度内での執行が見込まれる支出については、既に議決いただいている予算の範囲内での対応が可能であることから、現年度予算の補正は行わないことといたしました。